

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	1
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………（情報政策課）	2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（循環型社会推進課）	2
○北海道国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則……………（国保医療課）	2
○介護保険法施行細則等の一部を改正する規則……………（施設運営指導課）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（施設運営指導課）	4
○北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業振興課）	8
○北海道農産種苗配付規則を廃止する規則……………（農産振興課）	12
○北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則を廃止する規則……………（農業経営課）	12

北 海 道

北海道教育委員会 訓 令

北海道警察本部

○北海道男女平等参画推進本部設置規程を廃止する訓令……………（道民生活課）	12
---------------------------------------	----

規 則

北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

「	不	足	分	計			①						②				③				④	」
---	---	---	---	---	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	---	---

を

北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道循環資源利用促進税条例施行規則（平成18年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に改める。

第14条第1項第4号中「第12条の5第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同項」を「同条第1項」に改める。

別記第8号様式中

「 設置許可番号 年 月 日 」を

「 設置許可番号 第 号 」に

改める。

別記第17号様式中

「 設置許可番号 年 月 日 」を

「 設置許可番号 第 号 」に

改める。

別記第18号様式その1（表）中

「	申 告 書 提出期限	申告書提出 年月日	を	「	申告書提出期限 申告書提出年月日	に、
	・ ・	・ ・				
	・ ・	・ ・				

年 月 ～ 年 月 日	更正分	トン	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	申告分					100			100			100	
	不足分					100			100			100	
年 月 ～ 年 月 日	更正分	トン	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	申告分					100			100			100	
	不足分					100			100			100	
不足分計			①			②		③			④		

に改め、「道内郵便局」の次に「・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」を加え、「納入すべき金額を納入期限」を「納入（納付）すべき金額を納入（納付）期限」に改め、同様式その1（裏）注意1の事項中「納入期限」を「納入（納付）期限」に改め、同様式その2中「道内郵便局」の次に「・北海道税の収納を取り扱うコンビニエンスストア」を加え、同様式その2末尾欄外注意3の事項中「1の」を「2の」に改め、同事項を同注意4の事項とし、同注意2の事項中「1の」を「2の」に改め、同事項を同注意3の事項とし、同注意1の事項を同注意2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 納期限までに納めないときは、督促状が発付されます。

別記第18号様式その2末尾欄外注意の事項の次に次のように加える。

摘要 不要文字を消して使用すること。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項第4号の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第40号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33

号）の一部を次のように改正する。

別表第1 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の項中「第2条第1項」の次に「、第4条」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第41号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第16条及び別記第26号様式中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第26号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則別記第26号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第42号

北海道国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
北海道国民健康保険条例施行規則（平成29年北海道規則第71号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項第2号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」を「国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令」に、「第4条第1項」を「第7条第2項の規定を適用して算定した同条第1項」に、「第6条第6号」を「第6条第1号へ」に改め、同項第3号中「第4条第1項」を「第7条第2項の規定を適用して算定した同条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

介護保険法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

介護保険法施行細則等の一部を改正する規則
(介護保険法施行細則の一部改正)
第1条 介護保険法施行細則（平成11年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。
第2条中「、第79条第1項」を削り、「の許可」を「及び第107条第1項の許可」に、「指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保健施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書」を「指定居宅サービス事業者（介護保健施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）申請書」に改める。
第3条中「、第79条第1項」を削り、「第94条第1項」を「法第94条第1項若しくは第107条第1項」に改める。
第4条中「、第79条の2第1項」を削り、「の許可」を「及び第108条第1項の許可」に、「指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者・介護保健施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書」を「指定居宅サービス事業者（介護保健施設・指定介護予防サービス事業者）指定（許可）更新申請書」に改める。
第5条中「、第79条の2第1項」を削り、「第94条の2第1項」の次に「若しくは第108条第1項」を加える。
第7条第1項中「、第82条第1項」を削り、「並びに第99条第1項」を「、法第99条第1項」に、「事項の」を「事項並びに法第113条第1項に規定する介護医療院の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項の」に改め、同条第2項中「、第82条第1項」を削り、「並びに法」を「、法」に、「届出は」を「届出並びに法第113条第1項の規定によ

る介護医療院の再開に係る届出は」に改め、同条第3項中「、第82条第2項」を削り、「並びに法」を「、法」に、「届出は」を「届出並びに法第113条第2項の規定による介護医療院の廃止又は休止に係る届出は」に改める。
第8条第1項中「、第83条の2第4項」を削り、「第103条第4項」の次に「、第114条の5第4項」を加え、同項第2号中「、指定居宅介護支援事業者」を削り、同項第3号中「、居宅介護支援事業又は」を「若しくは」に改め、同条第2項中「、第85条」を削り、「及び」を「、第114条の7及び」に改め、「、第133条の2」を削り、「又は」を「、第140条の2の3又は」に改める。
第10条の見出し中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改め、同条中「に規定する」を「及び第107条第2項に規定する」に、「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保健施設（介護医療院）開設許可事項変更申請書」に改める。
第11条の見出し中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改め、同条中「第95条」を「第95条及び第109条」に、「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設（介護医療院）管理者承認申請書」に改める。
第12条の見出し中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改め、同条中「に規定する」を「及び第112条第1項第4号に規定する」に、「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設（介護医療院）広告事項許可申請書」に改める。

「指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
介護保健施設
指定介護予防サービス事業者」
別記第1号様式中 指定（許可）申請書 を
「指定居宅サービス事業者
介護保健施設 指定（許可）申請書 に改め、「第79条第1項・」を削
指定介護予防サービス事業者」
り、「第94条第1項」の次に「・第107条第1項」を加え、

「 居宅介護支援				を
施設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
」				
「 施				に、
設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設			
設	介護医療院			
」				

介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所介護			

を

介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			

に改め、同

様式末尾欄外備考に次のように加える。

7 介護保険法に規定する共生型居宅サービス事業者又は共生型介護予防サービス事業者の特例に規定する指定を受けようとする場合は、「備考」欄に児童福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により既に指定を受けている事業等の名称及び事業所番号を、「既に指定（許可）を受けている事業等」欄に当該事業等の指定年月日を記入してください。

別記第2号様式中
「指定居宅サービス事業者
指定居宅介護支援事業者
介護保健施設
指定介護予防サービス事業者」

「指定居宅サービス事業者
介護保健施設
指定（許可）更新申請書
指定介護予防サービス事業者」

項・」を削り、「第94条の2第1項」の次に「・第108条第1項」を加える。

別記第4号様式中「第82条第1項・」を削り、「第99条第1項」の次に「・第113条第1項」を加え、「を除く」を「及び介護医療院にあっては、住所に限る」に、「病院等」を「介護医療院、病院等」に、

20 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

を

20 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
21 利用者の推定数

に

改める。

別記第5号様式中「第82条第1項・第99条第1項」を「第99条第1項・第113条第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「・介護医療院」を加える。

別記第5号様式の2中「第82条第2項・第99条第2項」を「第99条第2項・第113条第2項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「・介護医療院」を加える。

別記第7号様式中「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」に、

「第94条第2項」を「第94条第2項（第107条第2項）」に、「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設（介護医療院）の」に改める。

別記第8号様式中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保健施設管理者承認申請書」に、

「第95条第1項（第2項）」を「第95条第1項（第95条第2項・第109条第1項・第109条第2項）」に、「介護老人保健施設の」を「介護老人保健施設（介護医療院）の」に改める。

別記第9号様式中「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保健施設広告事項許可申請書」に、

「第98条第1項の規定により、広告の許可を」を「第98条第1項第4号（第112条第1項第4号）の許可を受けたいので、」に改める。

（介護保険法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 介護保険法施行細則の一部を改正する規則（平成24年北海道規則第68号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の介護保険法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、同条の規定による改正後の介護保険法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（指定等の申請）」に改め、同条中「の申請」を「の申請並びに法第41条第1項及び第51条の21第1項の更新の申請」に、「指定障害福祉サービス事業者等指定申請書」を「指定障害福祉サービス事業者等指定（更新）申請書」に改める。

第3条の見出しを「（指定等の標示）」に改め、同条中「第38条第1項又は」を「第38条第1項若しくは」に、「指定を」を「指定又は法第41条第1項若しくは第51条の21第1項に規定する指定の更新を」に、「指定に」を「指定又は指定の更新に」に改める。

第8条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（指定の変更の申請）

第4条 法第37条第1項及び第39条第1項の規定による申請は、別記第2号様式の指定障害福祉サービス事業者等指定変更申請書によってしなければならない。

別記第1号様式中「指定障害福祉サービス事業者等指定申請書」を「指定障害福祉サービス事業者等指定（更新）申請書」に、「第36条第1項（第38条第1項・第51条の19第1項）の規定により、」を「に規定する」に、「係る指定」を「係る指定（更新）」に、

指定を受けよう	フリガナ					
	名称					
	事業所（施設）の所在地		（郵便番号 - ）			
			（ビルの名称等）			
	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	事業開始予定年月日	他法において既に指定を受けている事業等	
			実施事業	法律の名称	指定年月日	備考

と する 事業 所 ・ 施設 の 種 類	指定障害福祉サービス事業所						
	指定障害者支援施設						
	指定一般相談支援事業所（地域移行支援）						
	指定一般相談支援事業所（地域定着支援）						

を

指定（更新）を受けようとする事業所	フリガナ						
	名称						
	事業所（施設）の所在地		（郵便番号 - ）				
			（ビルの名称等）				
	同一所在地において行う事業の種類		実施事業	事業開始予定年月日（更新を受けようとする場合は、既に受けている指定の有効期間満了日）	他法において既に指定を受けている事業等		備考
					実施事業	法律の名称	
	指定障害福祉サービス事業所						
	指定						

・施設の種類	障害者支援施設						
	指定一般相談支援事業所(地域移行支援)						
	指定一般相談支援事業所(地域定着支援)						

に改める。

別記第6号様式中「第8条」を「第9条」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「第5条」を「第6条」に、

指定を辞退する施設	名 称
	所 在 地
指定を受けた年月日	年 月 日

を

指定を辞退する施設	名 称
	所 在 地

に、

現に施設に入所している者に対する措置	
--------------------	--

を

現に入所している者(入所者)に対する措置					
				引き続き当該施設障害福祉サービス	希望する者に対し、必要な施設障

入所者	氏 名	連 絡 先	受給者証番号	に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無	害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称

に改め、同様式末尾欄外備考を次のように改め、同様式を別記第5号様式とする。

備考

- 1 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。
- 2 「入所者」欄に書ききれない場合は、適宜様式を補正して、全ての入所者について記入してください。

別記第3号様式中「第4条」を「第5条」に、

廃止・休止をする理由	
現に指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援を受けている者に対する措置(廃止・休止をする場合のみ)	
休 止 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日

を
「

廃止・休止を する理由						
現に指定障害福祉 サービス（指定地域 相談支援）を受けて いる者（利用者）に 対する措置						
廃 止 ・ 休 止 の 場 合	利 用 者	氏名	連絡先	受給者証番号	引き続き当該指定 障害福祉サービス （指定地域相談支援） に相当するサービスの 提供を希望する 旨の申出の有無	希望する者に対し、 必要な障害福祉 サービス（地域相談 支援）を継続的に 提供する他の指定 障害福祉サービス 事業者（指定一般相談 支援事業者）の名称
休止予定期間		年 月 日～ 年 月 日				

に改め、同様式末尾欄外備考に次のように加え、同様式を別記第4号様式とする。
4 「利用者」欄に書ききれない場合は、適宜様式を補正して、全ての利用者について記入してください。

別記第2号様式中「第4条」を「第5条」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式（第4条関係）

受付番号	
------	--

指定障害福祉サービス事業者等指定変更申請書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

申請者氏名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名〕

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する

☐ 指定障害福祉サービス事業所（指定生活介護事業所・指定就労継続支援A型事業
所・指定就労継続支援B型事業所）

☐ 指定障害者支援施設

に係る指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所（施設）所在地市町村番号					
申 請 者	フリガナ						
	氏名（名称）						
	住所（主たる事 務所の所在地）	（郵便番号 - ）					
		（ビルの名称等）					
	法人の種類別			法人管轄庁			
	連絡先	電話番号			FAX番号		
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日	
	代表者の住所	（郵便番号 - ）					
（ビルの名称等）							
フリガナ							
名称							

により補助する事業（別表第4において「確保事業」という。）を」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「製品又は」を「製品若しくは」に、「及びこれ」を「又は道内において構成員の2分の1以上が中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために条例第2条第5号に規定する大学等と連携して行う研究開発（別表第4において「共同研究開発」という。）及びこれら」に、「別表第4の第5号」を「別表第4の第4号」に改め、同号を同条第4号とする。

別表第1の類型Ⅰの部成長産業分野の款中

「自動車関連製造業（別表第3の1の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）

を

「自動車関連製造業（別表第3の1の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）

航空機関連製造業（別表第3の2の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）

高機能素材・複合材料関連製造業（別表第3の3の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）

に改め、同款電気・電子機器製造業（別表第3の

2の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の2の事項」を「別表第3の4の事項」に改め、同款基盤技術産業（別表第3の3の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の3の事項」を「別表第3の5の事項」に改め、同款食関連産業（別表第3の4の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の4の事項」を「別表第3の6の事項」に改め、同款植物工場（別表第3の5の事項に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。）の項中「別表第3の5の事項」を「別表第3の7の事項」に改め、同款新エネルギー供給業（別表第3の6の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の6の事項」を「別表第3の8の事項」に改め、同款新エネルギー関連製造業（別表第3の7の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）の項中「別表第3の7の事項」を「別表第3の9の事項」に改め、同款データセンター事業（別表第3の8の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）の項中「別表第3の8の事項」を「別表第3の10の事項」に改め、同款本社機能移転事業の

項イ中「30人」を「20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、30人）」に改め、同部発展基盤施設分野の款高度物流関連事業（別表第3の9の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）の項中「別表第3の9の事項」を「別表第3の11の事項」に改め、同表の類型Ⅱの部市町村連携促進分野の款コールセンター事業（別表第3の10の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。）（旧企業立地促進法適用地域内にあっては、当該旧企業立地促進法適用地域における指定集積業種に限る。）の項中「別表第3の10の事項」を「別表第3の12の事項」に改め、同款ア(イ)中「5人」の次に「（当該工場等又は植物工場と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。）」を加え、同款イ中「又は道内の」の次に「地域経済牽引事業促進法適用地域若しくは」を加え、同款イ(イ)中「5人」の次に「（当該工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。）」を加え、同表の備考6の事項中「旧企業立地促進法第14条第3項又は第16条第3項」を「地域経済牽引事業促進法第13条第4項」に改め、同表の備考中6の事項を8の事項とし、5の事項を6の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

7 この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域」とは、地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。

別表第1の備考中4の事項を5の事項とし、1の事項から3の事項までを1事項ずつ繰り下げ、同表の備考に1の事項として次の1事項を加える。

1 この表において「知事承認地域経済牽引事業」とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第13条第4項の承認を受けた地域経済牽引事業計画（同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。）に従って行われる地域経済牽引事業（地域経済牽引事業促進法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。）をいう。

別表第2の類型Ⅰの部成長産業分野の款中

「自動車関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの

を

「自動車関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの
航空機関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの
高機能素材・複合材料関連製造業で、基準Ⅰに該当するもの

に改め、同款本社機能移転

事業で、基準Ⅶに該当するものの項中「1年」を「3年（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年）」に、「1,000万」を「1年につき1,000万円」に改め、同表の類型Ⅱの部市町村連携促進分野の款製造業、自然科学研究所、高度物流関連事

業、データセンター事業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はコールセンター事業で、基準Ⅺに該当するものの項ア中「100分の4（）」の次に「地域経済牽引事業促進法適用地域特例又は」を加え、同項イ中「人数」を「人数（当該人数が零を下回る場合は、零）」に改め、同表の備考中3の事項を4の事項とし、同表の備考2の事項中「前表の備考5」を「前表の備考6」に、「同表の備考2」を「同表の備考3」に改め、同表の備考中2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

2 この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域特例」とは、地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域（前表の備考6に規定する特別対策地域内の区域に限る。）における工場等の新設をいう。

別表第3中10の事項を12の事項とし、2の事項から9の事項までを2事項ずつ繰り下げ、1の事項の次に次の2事項を加える。

2 航空機関連製造業

航空機・同附属品製造業

3 高性能素材・複合材料関連製造業

- 1 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業
- 2 パルプ製造業
- 3 紙製造業
- 4 加工紙製造業
- 5 化学肥料製造業
- 6 無機化学工業製品製造業
- 7 有機化学工業製品製造業
- 8 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
- 9 化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業
- 10 その他の化学工業
- 11 石油精製業
- 12 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
- 13 ガラス・同製品製造業
- 14 炭素・黒鉛製品製造業
- 15 研磨剤・同製品製造業
- 16 製鉄業
- 17 製鋼・製鋼圧延業
- 18 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。）
- 19 表面処理鋼材製造業
- 20 非鉄金属第一次製錬・精製業
- 21 非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）
- 22 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む。）

別表第3の備考中「4」を「6」に、「6」を「9」に改める。

別表第4第1号中「その額」を「国内で事業を実施する場合であってその額が100万円を超えるときは100万円、国外で事業を実施する場合であってその額」に、「、200万円」を「200

万円」に改め、同表第2号及び第3号を次のように改める。

2	コンサルタント等招へい支援事業	滞在費、往復の交通費及びコンサルタント料	対象経費の2分の1以内の額（その額が100万円を超えるときは、100万円）
3	産業人材育成・確保支援事業（育成事業）	滞在費及び往復の交通費（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものを除く。）並びに入学料及び授業料（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものに限る。）	対象経費の2分の1以内の額（その額が1人当たり50万円を超えるときは、50万円）
	産業人材育成・確保支援事業（確保事業）	機器購入費、システム構築費及びコンサルタント料	対象経費の2分の1以内の額（その額が60万円を超えるときは、60万円）

別表第4第4号を削り、同表第5号中

市場対応型製品開発支援事業（新たに自動車・同附属品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業その他の加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等の中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。）	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	次に掲げる額を合算した額（その額が500万円を超えるときは、500万円） 1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額（その額が200万円を超えるときは、200万円） 2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの3分の2以内の額
---	---	--

市場対応型製品開発支援事業（新たに自動車・同附属品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業その他の加工組立型工業（汎用	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プ	次に掲げる額を合算した額（その額が500万円を超えるときは、500万円）
--	---------------------------------------	--------------------------------------

機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業をいう。以下この号において同じ。）の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等（ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種及びソフトウェア業をいう。以下この号において同じ。）の中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食関連産業等（別表第3の6の事項に掲げる業種及びバイオテクノロジー利用産業（生物又はその機能を利用し、又は応用する技術に関連する分野の産業をいう。）をいう。以下この号において同じ。）若しくは環境・エネルギー産業（環境負荷を低減した製品の製造、環境汚染を防止する装置及び資材の製造並びにこれらに係るサービスの提供を行う事業（資源の有効利用に係るものを除く。）が属する業種をいう。以下この号において同じ。）の中小企業者等が行う製品開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。）	プログラム開発費、試験（検査）依頼費、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額（その額が200万円を超えときは、200万円） 2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額
市場対応型製品開発支援事業（加工組立型工業、基盤技術産業等、食関連産業等又は環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。）	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、人件費（共同研究開発に従事する中小企業者等の従業員等に	次に掲げる額を合算した額（その額が500万円を超えときは、500万円） 1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額（その額が200万円を超

	係るものに限る。）、特許実施費、先行技術等調査費その他共同研究開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費	えるときは、200万円） 2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額
--	--	--

に改

め、同号を同表第4号とし、同表の備考1の事項中「産学連携等研究開発支援事業又は」及び「（以下これらを「開発支援事業」という。）」を削り、「当該開発支援事業」を「当該市場対応型製品開発支援事業」に改め、同表の備考2の事項及び備考3の事項中「開発支援事業」を「市場対応型製品開発支援事業」に改める。

別記第1号様式別紙3の事項(3)イ中「30人」を「20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、30人）」に改め、同様式別紙4の事項(1)注1の事項中「1年」を「3年（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年）」に改め、同様式別紙8の事項の注の事項中「自動車関連製造業」の次に「、航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業」を加える。

別記第5号様式7の事項中「30人」を「20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、30人）」に改め、同様式の10の事項及び同様式別紙5末尾欄外注の事項中「自動車関連製造業」の次に「、航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業」を加える。

別記第7号様式別紙3末尾欄外注の事項及び別記第8号様式別紙2末尾欄外注の事項中「自動車関連製造業」の次に「、航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項及び第3項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第6条第1項の規定により同項に規定する立地計画を知事に提出した事業者についての同項の認定及び同規則第12条第1項の規定による補助金の交付については、この規則による改正後の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道経済構造の転換を図るための企

業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。 北海道農産種苗配付規則を廃止する規則をここに公布する。 平成30年 3 月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第46号 北海道農産種苗配付規則を廃止する規則 北海道農産種苗配付規則（昭和27年北海道規則第131号）は、廃止する。 附 則 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。 北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則を廃止する規則をここに公布する。 平成30年 3 月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第47号 北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則を廃止する規則 北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則（昭和49年北海道規則第76号）は、廃止する。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫 北 海 道 警 察 本 部 長 和 田 昭 夫 北海道男女平等参画推進本部設置規程を廃止する訓令 北海道男女平等参画推進本部設置規程（平成 7 年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第 3 号）は、廃止する。 附 則 この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
北 海 道 北 海 道 教 育 委 員 会 訓 令 北 海 道 警 察 本 部	
北 海 道 北海道教育委員会訓令第 1 号 北海道警察本部 庁 中 一 般 部 局 北海道男女平等参画推進本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。 平成30年 3 月30日 北 海 道 知 事 高 橋 はるみ	